名香山苑短期入所生活介護（併設型・空床型）
契約書別紙兼重要事項説明書（別表）

令和７年４月１日現在

１．利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。

（１）基本料金

①施設利用料（１日あたりの自己負担額）

●併設型短期入所生活介護費（空床型同額）　※１割負担の場合

要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
多床室 従来型個室 自己負担額	６０３円	６７２円	７４５円	８１５円	８８４円

●併設型介護予防短期入所生活介護費（空床型同額）　※１割負担の場合

要介護度	要支援１	要支援２
多床室 従来型個室 自己負担額	４５１円	５６１円

※所得に応じて２割若しくは３割負担（上記料金の２倍若しくは３倍）になる方もいます。

●加算　※１割負担の場合

介	看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を１名以上配置している場合	１日につき　４円
介	看護体制加算（Ⅱ）	常勤換算で看護職員を１名以上配置し２４時間の連絡体制を確保した場合	１日につき　８円
予介	個別機能訓練加算	機能訓練指導員を配置し、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供した場合	１日につき　５６円
介	医療連携強化加算	重度な利用者を受け入れた場合	１日につき　５８円
予介	看取り連携体制加算	看取り期における対応方針を定め、利用者又はその家族等に対して対応方針の内容を説明し同意を得ていること	１日につき　６４円
介	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を１人以上上回っている場合	１日につき　１５円
予介	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症により在宅生活が困難と医師が認めた場合（７日を限度として加算する）	１日につき　２００円
予介	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めサービスを提供した場合	１日につき　１２０円
予介	送迎加算	利用者を自宅まで送り迎えした場合 実施地域は妙高市全域、上越市中郷区板倉区全域	１回（片道）につき　１８４円
介	緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急と認めた場合（７日若しくは１４日を限度とする）	１日につき　９０円
予介	療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を１日３食を限度として提供した場合	１回につき　８円
予介	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士の割合が８０％以上もしくは勤続１０年以上の介護福祉士３５％以上配置されている場合	１日につき　２２円

予 介	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護福祉士の割合が６０％以上 配置されている場合	１日につき　　１８円
予 介	生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施していること 見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること １年以内ごとにデータの提供を行うこと	１月につき　１０円
予 介	介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する 介護職員の処遇改善を実施している 場合	所定単位数（加算減算を含む）に１４．０％を乗じた単位数で算定されます

※所得に応じて２割若しくは３割負担（上記料金の２倍若しくは３倍）になる方もいます。
※左枠の『予』は予防、『介』は介護の加算となります。
※上記の加算は、当事業所で算定可能（見込み）なものを一律に表記したものです。
　その時々の事業所の状況、ご利用者の状況により算定される加算が変わります。
●減算　※要件を満たす場合、減算されます。

介	長期利用に対する 減算	連続して３０日超えて同一の短期入所に 入所している場合	１日につき　　３０円

（２）その他の料金
①食費及び滞在費

食費	１日につき１，６４０円（内訳：朝食４３０円、昼食６５０円、夕食５６０円）	
滞在費	多床室	１日につき　　９１５円
	従来型個室	１日につき１，２３１円

＊お部屋の希望を事前にお伺いいたします。
＊負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額となります。
②その他
・理容代　　：実費をお支払いいただきます。
・買い物等　　：実費をお支払いいただきます。
・キャンセル料：入所予定日にご用意した直近の食費をいただきます。
※レクリエーションや行事の内容によっては、別途料金がかかる場合があります。

３．所得の低い方に関する施策

①特定入所者介護サービス費
　所得の低い方に対して、収入等に応じた負担限度額を設定することにより、食費・滞在費が減免される制度があります。
②高額介護サービス費
　保険給付の１割は利用者の方にご負担いただいていますが、１割負担の合計額が所得に応じて設定された上限額を超えた場合には、超えた分が払い戻される仕組み（＝高額介護サービス費の支給）があります。
③社会福祉法人による利用者負担軽減制度
　社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護短期入所生活介護の提供するサービスの利用者負担額が利用者の収入等により減免される制度があります。

～　制度を受けるには申請が必要となります。詳しくは事業所にお尋ねください。　～